

## 第2部 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策

### 第1章 自然と人との共存

自然環境保全対策においては、自然と人との共存できる社会の構築のために、自然や動植物を体系的に保全するとともに、自然とふれあうための条件づくりを行い、農地、森林、沿岸地域の環境保全機能を維持・向上するための施策を行っています。

#### 第1節 自然環境の体系的保全

##### 1 自然保護思想の普及啓発

近年の様々な環境問題に対処するためには、自然の理にかなった方策で環境と人との絆を強め環境を広く分かち合う「環境にやさしい文化」を創造する必要があります。

こうした新しい文化の創造に当たっては、自然を大切にし、自然とふれあい、自然と調和した活動を行う県民意識を育むことが大切であるため、次のような施策を推進しています。

###### (1) 自然観察会の実施委託

県民が自然に対する理解を深め、自然を大切にしようとする心を育むため、県内各地でモデル的な自然観察会を実施し、自然教育を積極的に推進しています。

###### (2) 自然観察リーダー研修会

県内各地で行われている自然観察をより有意義なものとし、自然保護思想の普及と自然教育活動を一層推進するため、自然観察会でリーダーとして活躍している自然観察指導員等を対象にした研修会を実施しています。

###### (3) 秋田県環境と文化のむら

里山の自然とのふれあいを通して人と自然とのかわりについて理解を深めることを目的とした施設、「環境と文化のむら」では、専門の職員を配置し、自然との正しい接し方、自然の楽しみ方について指導に当たるほか、定期的に自然観察会、講習会を実施しています。

このほか、愛鳥週間、環境月間、自然に親しむ運動、自然公園クリーンデー等の各種行事を通じ自然保護思想の普及啓発に努めています。

##### 2 自然環境保全地域等の指定・管理

###### (1) 世界遺産白神山地

日本政府が平成4年10月世界遺産条約に基づき、登録を推薦していた「白神山地」は、平成5年12月9日コロンビアのカルタヘナで開催された世界遺産委員会第17回通常会合において、世界遺産のクライテリア( )に適合するものとして世界遺産に登録されました。

なお、クライテリア(選定基準)( )は、進化しつつある重要な地質学的プロセス、生物学的進化及び人類と自然環境との相互作用を代表する顕著な事例であるものとなっています。

###### 白神山地の概要

原生的なブナ天然林が大面積にわたって純林状態で維持されている世界的にも希少な地域です。

当地域のブナ林内には、多種多様な植物群落が共存し、かつブナ林を背景として豊富な動物群が生息

しています。

また、イヌワシ、クマゲラ等希少な動植物が生息、自生しています。

世界遺産地域の指定・管理状況

表1のような地域指定や管理計画により、白神山地の豊かな自然環境は大切に守られています。

表1 世界遺産白神山地地域別面積表

(単位：ha)

世界遺産管理地域	全体面積	16,971	核心地域	10,139	緩衝地域	6,832
(世界遺産条約に基づく世界遺産管理計画)	秋田県	4,344	秋田県	2,466	秋田県	1,878
	青森県	12,627	青森県	7,673	青森県	4,954
自然公園法に基づく保護制度	全体面積	2,928	特別保護地区	295	特別保護地区	49
(秋田白神県立自然公園)	秋田県	8	秋田県	0	秋田県	0
	青森県	2,920	青森県	295	青森県	49
(津軽国定公園)						
(明石溪流暗門の滝県立自然公園)					特別地域	2,584
					秋田県	8
					青森県	2,576
白神山地自然環境保全地域	全体面積	14,043	特別地区	9,844	普通地区	4,199
(自然環境保全法)	秋田県	4,336	秋田県	2,466	秋田県	1,870
	青森県	9,707	青森県	7,378	青森県	2,329
白神山地森林生態系保護地域	全体面積	16,971	保存地区	10,139	保全利用地区	6,832
(保護林の再編・拡充について：長官通達)	秋田県	4,344	秋田県	2,466	秋田県	1,878
	青森県	12,627	青森県	7,673	青森県	4,954

(2) 自然環境保全地域の指定状況

本県には起伏の大きい山岳、岩礁海岸等変化に富む地形や様々な植生が分布し、優れた自然環境が形成されています。これら優れた自然のうち自然公園区域と重複しない地域を自然環境保全法及び秋田県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域等に指定し、保護保全を図るとともに、県民の自然観察、自然研究の場として活用しています。

平成15年度末現在、自然環境保全地域は16箇所5,035.843ha(うち特別地区は2,845.56ha)、緑地環境保全地域は4箇所434.8haです。

(3) 自然環境保全地域の管理

自然環境保全地域及び緑地環境保全地域においては、自然環境の保全のための現況調査を行うと共に、巡視歩道や標識等の施設を設置する事業を行っています。

平成15年度は、2箇所の自然環境保全地域等において植物相、植生、動物相等の現況調査を行いました。また、計3箇所の自然環境保全地域と緑地環境保全地域において標識・標柱・侵入防止柵の設置・補修を行いました。

また、これらの地域では県自然保護指導員が、巡視を実施するとともに、立ち入り者等に対して自然保護上必要な指導を行っています。

(4) 自然環境保全調査

「持続的」で「効果的」な自然環境の保全と活用を図るため、動植物相や分布状況などの基礎的調査を継続的に実施し、自然環境の現況把握に努めています。

また、継続的なモニタリングが必要な調査等については、特に専門家に依頼してより詳細な専門的調査

を実施しています。

### 3 自然環境の保全管理

#### (1) 自然環境管理計画

自然環境管理計画は、本県における自然環境の現況と評価をふまえ、県民が広く自然とふれあえる環境づくりを実現するため、昭和61年度に策定したものです。

この計画は、県の自然環境保全行政の運営指針となるもので、国や市町村に対しては誘導的な役割を果たすとともに、県民や事業者などに対しては理解と協力を求めながら、自発的、積極的な活用を期待しているものです。

その内容は、図1で示すとおり自然環境の現況、評価、保全目標及び管理指針から構成されています。

この計画では、県土を約1km<sup>2</sup>四方のメッシュ(県全体では、約12,000メッシュ)に区分し、植物的自然、動物的自然、景観、水辺環境をそれぞれ5段階評価するとともに、総合的にみた秋田の自然についても5段階で評価しています。

また、この管理指針は、自然環境の保全に配慮しながら個別具体の事例に対処するガイドラインとなるものです。

#### (2) データバンク事業

野生生物の分布情報等を参照し、自然環境へ配慮しながら各種事業等を行えるようにするためデータバンクのシステム作成及び入力を行っています。

#### (3) 自然保護指導員

県内の自然環境の保全状況を把握するとともに、その保全のための指導を行うため、自然環境保全条例に基づき、自然保護指導員を配置しています。

自然保護指導員は、自然環境保全地域の保全、自然公園の保護及び利用並びに鳥獣の保護、その他県内の自然の保護のための指導を行っており、現在94名が任命されています。

### 4 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査は、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれており、自然環境保全法に基づき我が国の自然環境の状況を総合的、科学的に把握するため、おおむね5年ごとに国が都道府県等に委託して実施しています。

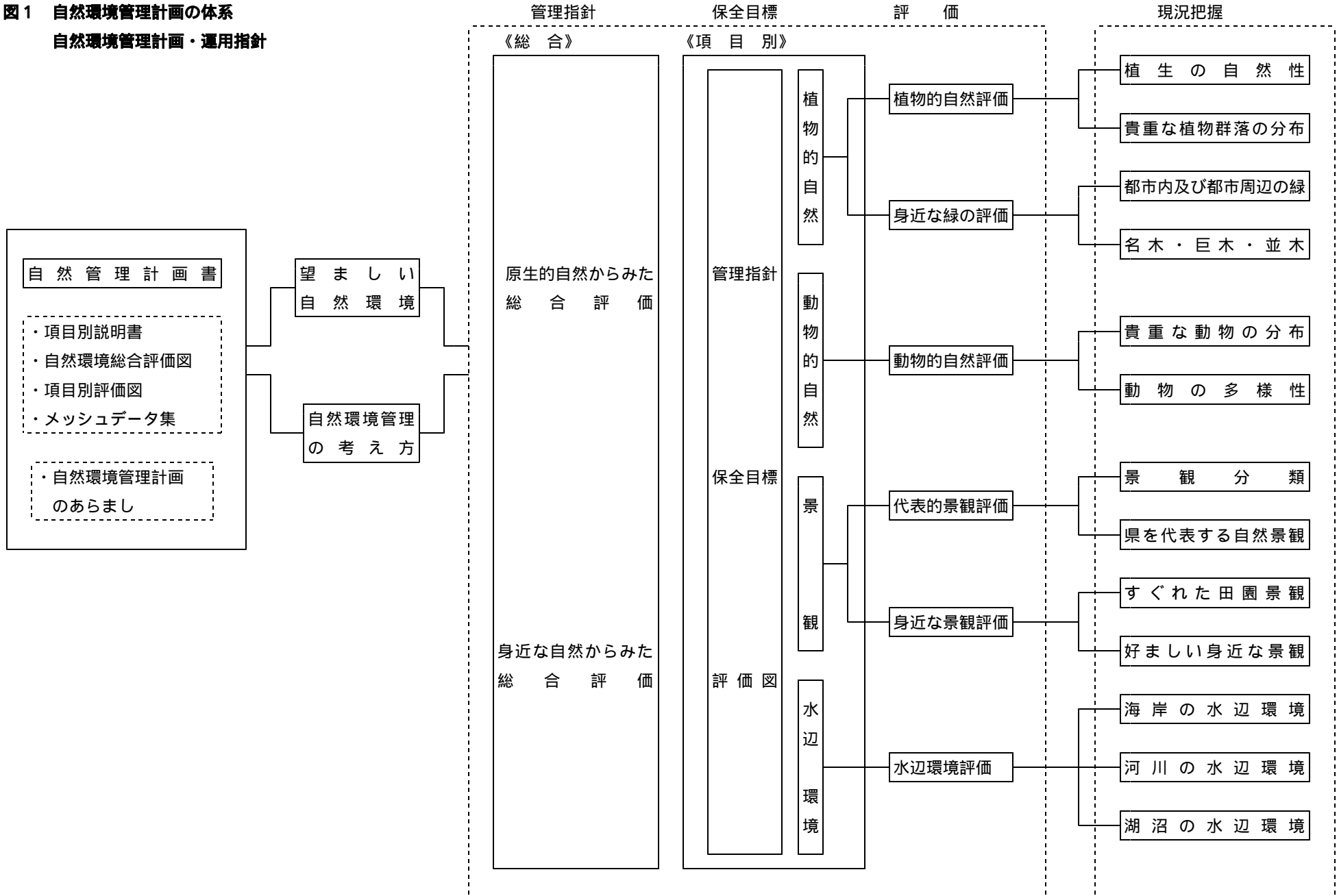
昭和48年度に第1回基礎調査が始まり、平成11年度より第6回基礎調査が行われています。平成15年度は全県のため池100箇所(箇所)の動植物調査を行いました。

表2 自然環境保全地域等指定の概要

(平成16年3月末現在)

国自然環境保全地域				
＜ ＞野生動植物保護地区 ( )特別地区				
地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	主な保全対象
白神山	藤里町鹿瀬内沢国有林	<2,466> (2,466) 4,336	H4.7.10	大規模ブナ林及びイヌワシ、クマゲラ、ニホンザル等
県自然環境保全地域 ( )特別地区				
地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	主な保全対象
南由利原	由利町西沢字南由利原	(74.6) 191.8	S49.11.2	湿原植物群落 草原植物群落
湯の台・小方角沢	神岡町大字神宮寺字湯の台、 西仙北町大字上土川字小杉山沢	(12.7) 53.4	S49.11.2	湿原植物群落、 ハッチョウトンボ多産地
冬師	仁賀保町大字馬場字冬師山	32.4	S49.11.2	湿地林、 湿原植物群落
露熊山峡	阿仁町荒瀬字粕内・水無字露熊	(22.2) 71.1	S50.2.22	岩壁植生
保呂羽山	大森町八沢木字保呂羽山	(10.5) 10.5	S50.2.22	ブナ、ミズナラを主体とする天然林
刈女木	羽後町大字田代字明通山	33.8	S51.3.30	湿原植物群落
羽黒山	八森町字羽黒下	5.1	S51.3.30	暖地性植物
外やま山	山内村大松川字外山・家外山水上	17.2	S52.8.11	ブナ ユキツバキ群落
丁のたけ岳	鳥海町字丁森国有林	(88.16) 88.16	S53.1.24	ブナを主体とする天然林、 亜高山性植物
番鳥森	河辺町岩見国有林	(126.83) 126.83	S53.1.24	ブナ及びミズナラを主体とする天然林
鞍山風穴	鷹巣町栄字大沢鞍下	(0.65) 6.93	S56.3.14	風穴植物群落
金峰山	平鹿町醍醐字嶽平地獄沢	(3.97) 21.93	S56.3.14	ブナ ユキツバキ群落
小又風穴	森吉町大字小又	(3.60) 21.283	S57.5.1	風穴植物群落
親やかわ川	本荘市大字親川	(12.91) 16.67	S60.10.8 (H15.11.4拡張)	タブノキ群落、ヤブツバキ群落
出戸湿原	天王町細谷長根	(2.74) 2.74	H15.11.4	湿原植物群落
計	15地域	(358.86) 699.843		
県緑地環境保全地域				
地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	主な保全対象
長木溪谷	大館市大字茂内字鬼ヶ岱	238.0	S49.11.2	溪流、露岩、自然林
今泉	鷹巣町今泉字南部沢	37.5	S52.8.11	池沼、スギ林、広葉樹林
千屋並木	千畑町大字土崎	7.1	S51.3.30	アカマツ・スギ並木
石沢峡	本荘市大字鳥田目、大梁、山内、東由利町大字奥ヶ沢、畑村	152.2	S49.5.26	溪谷、ケヤキ林
計	4地域	434.8		
合計	20地域	5,470.643		

図1 自然環境管理計画の体系  
自然環境管理計画・運用指針



## 5 秋田県版レッドデータブック

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生動植物について記載している本です。日本では1980年代後半から環境庁（現環境省）等が日本版レッドデータブックを刊行し、その後各県が県版レッドデータブックを刊行あるいは刊行準備中です。県では平成10年度から平成12年度にかけて「秋田県版レッドリスト（秋田県の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」を発表しました。平成13年度には秋田県版レッドリストの一部見直しを行い、秋田県レッドデータブックとして「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物2002 秋田県版レッドデータブック動物編」「同植物編」を刊行しました。県版レッドデータブックには動植物合わせて8分類群、1,235種が記載されています。

県ではこれらの情報を自然環境保全地域や鳥獣保護区の指定、環境アセスメント等、野生動植物の保護・保全等に活用していきます。また、県版レッドデータブックを各1,000部印刷し、県内市町村、高等学校、大学等関係各機関に無償配布し、広く普及を図りました。

また、将来的な改定等に向けた情報収集や調査を行っています。

表3 秋田県版レッドデータブック掲載種数

平成15年3月末現在

カテゴリー 分類群	絶滅種	野生絶滅種	絶滅危惧種				準絶滅危惧種	情報不足種	地域個体群	分布上希少な雑種	留意種	合計
			絶滅危惧種IA類	絶滅危惧種IB類	絶滅危惧種II類	絶滅危惧種計						
哺乳類	1	0	0	8	12	20	2	2	0	-	5	30
鳥類	0	0	6	6	20	32	50	19	0	-	0	101
爬虫類	0	0	0	0	0	0	0	2	0	-	0	2
両生類	0	0	0	0	0	0	1	0	0	-	0	1
淡水魚類	1	0	5	4	7	16	8	1	2	-	0	28
昆虫類	3	0	30	29	27	86	46	45	1	-	8	189
陸産貝類	0	0	4	3	3	10	4	3	0	-	1	18
維管束植物	18	0	168	241	147	556	157	57	0	71	7	866
合計	23	0	213	291	216	720	268	129	3	71	21	1,235

## 6 希少種の生息環境の保全

仙北・平鹿地方の湧泉地帯には、秋田県版レッドデータブック絶滅危惧種 A類（環境省版レッドデータブック絶滅危惧 A類）の淡水魚であるイバラトミヨ雄物型が生息しています。近年の湧泉環境の変化により、生息環境の悪化、個体数の減少が起こっており、絶滅のおそれが高まっています。国の自然共生型地域整備推進事業（間接補助事業）により、千畑町において生息環境の整備を行いました。

## 7 野生鳥獣の保護

本県は、森林を主体に比較的豊かな自然環境に恵まれていることから、生息する野生鳥獣もクマガラ、イヌワシ、カモシカ、ヤマネ等の貴重な種を含む多様な鳥獣相を保っています。

これら野生鳥獣の保護繁殖を図るため、県は鳥獣保護事業計画（計画期間5年間）を策定し、これに基づいて鳥獣保護区等の指定、生息状況調査、保護施設の整備等を推進しています。

### (1) 鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護に対する県民の理解を深めるため、探鳥会の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発に努めています。特に、5月10日からの愛鳥週間には、小中学生を中心にポスター、作文、巣箱の作品募集や愛鳥モデル校を対象として五城目野鳥の森、大潟草原鳥類観測ステーションでの探鳥会を行っています。

(2) 鳥獣保護事業計画の推進

鳥獣保護区等の指定状況

鳥獣の保護繁殖を図るため、必要な地域について鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区等の設定を進めています。

また、休猟区については、可猟区域のおおむね3分の1を目途に設定を行っています。

平成15年度における県指定鳥獣保護区は森林鳥獣生息地9箇所11,428ha、集団渡来地1箇所83ha、身近な鳥獣生息地2箇所116ha、特別保護地区4箇所569ha、休猟区は21箇所32,429ha、銃猟禁止区域7箇所1,504haの設定を行いました。これにより、平成15年度末における鳥獣保護区等の指定状況は、表4のとおりです。

**表4 鳥獣保護区の設定状況**

(平成16年3月末現在)

指 定 区 分	鳥 獣 保 護 地 区(ha)					特 別 保 護 地 区(ha)					休 猟 区(ha)	
	箇 所 数	総 面 積	国 有 地	民 有 地 等	水 面	箇 所 数	総 面 積	国 有 地	民 有 地 等	水 面	箇 所 数	総 面 積
国	4	28,824	25,588	734	2,502	3	6,361	3,876	48	2,437		
県	173	112,109	49,466	56,869	5,774	40	7,929	5,442	2,113	374	80	140,663
計	177	140,933	75,054	57,603	8,276	43	14,290	9,318	2,161	2,811	80	140,663

鳥類分布調査

鳥獣の生息地として重要な森林、草原、湖沼等について、生息鳥獣類の実態を把握し、その環境と種の保護を図るため、昭和46年度から毎年度鳥類分布調査を実施していますが、平成15年度は森山鳥獣保護区・栗駒鳥獣保護区について実施しました。

また、ガン・カモ科鳥類の全国一斉調査として、1月15日に主要な越冬飛来地において生息状況の把握を行い40,381羽を確認しました。

(3) 鳥獣保護員

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、山野等において鳥獣の保護及び狩猟に関し適切な指導・監督を行うため、鳥獣保護事業の具体的実施を補助する鳥獣保護員を配置しています。

鳥獣保護員は鳥獣保護区等の管理、鳥獣関係の調査、狩猟取締り等にあっており、平成15年度は73人が任命されています。

(4) 鳥獣保護センターの状況

野生鳥獣の生態調査の実施や、傷病野生鳥獣の救護を図るために昭和48年に五城目町に開設しており、愛鳥山荘や鳥獣保護舎、カモシカ園等の主要施設が整備されています。平成15年度の野生鳥獣の救護状況は、鳥類が66種240羽、獣類が7種69頭です。また、センターの利用者は18,647人となっています。

(5) カモシカの保護管理対策

県内におけるカモシカ分布域の拡大に伴い農作物被害が多発していることから、平成11年度から平成13年度までの生息調査の結果をもとに、平成14年度に被害の防止と適切な保護管理対策を行うための特定鳥獣保護管理計画を策定しました。

(6) ニホンザルの保護管理

白神山地周辺においてニホンザルによる農作物被害が増大していることから、平成14年度から平成16年度まで生態調査を行い、平成17年度までに被害の防止と適切な保護管理対策を行うための特定鳥獣保護管理計画を策定することとしています。

## 8 温泉の保護と利用

(1) 温泉の利用

本県は豊かな温泉資源に恵まれており、平成16年3月末現在における温泉地は128地域、浴用・飲用利用向けの温泉総数494箇所、うち利用源泉数355箇所、未利用源泉数139箇所となっています。

宿泊施設は311施設で平成15年度の年間延べ宿泊利用人員は2,193千人となっており、保健休養の場として利用されています。(表5)

一方、地熱水の利用による発電、農林水産業、温水プール等の他目的活用も図られています。(表6)

なお、市町村別源泉数は表7のとおりです。



表5 温泉利用状況（浴用・飲用利用分）

（平成16年3月末日現在）

管轄保健所名	市町村名	温泉地数	源泉総数(A+B)	利用源泉数A		未利用源泉数B		温度別源泉数				ゆう出量(L/分)		宿泊施設数	収容員	年度延宿泊利用人員	温泉利用の公衆浴場数	国民保養温泉地年度延宿泊利用人員
				自噴	動力	自噴	動力	25未満	25~42	42以上	水蒸気ガス	自噴	動力					
大館	5	25	165	63	60	28	14	1	27	118	2 不明17	3,214	11,021	78	7,762	495,056	31	74,998
内国民保養温泉地	1	3	19	6	1	11	1	0	2	13	2 不明2	322	350	7	513	74,998	1	74,998
鷹巣	5	3	20	2	8	5	5	5	5	10	0	932	3,323	4	241	21,476	11	0
能代	7	8	21	5	11	2	3	5	5	10	不明1	1,396	2,377	19	1,371	87,665	16	0
秋田中央	9	12	43	3	21	9	10	15	7	21	0	603	6,552	21	3,376	281,240	18	0
本荘	10	16	45	22	6	13	4	27	11	7	0	3,168	2,540	19	1,287	92,587	20	0
大曲	14	35	82	30	32	7	13	2	25	51	4	15,066	8,091	97	8,698	897,130	35	645,599
内国民保養温泉地	1	10	25	21	2	2	0	0	3	18	4	12,624	239	55	5,346	645,599	6	645,599
横手	7	13	31	4	18	7	2	11	9	11	0	1,816	4,251	15	1,010	94,786	18	0
湯沢	6	12	70	20	37	9	4	1	7	55	1 不明6	2,432	4,698	51	2,798	146,352	19	44,027
内国民保養温泉地	1	1	40	5	28	4	3	0	2	36	不明2	557	3,204	16	1,118	43,437	5	44,027
秋田市	1	4	17	3	10	1	3	4	8	5	0	425	2,115	7	778	76,602	14	0
合計	64	128	494	152	203	81	58	71	104	288	7 不明24	29,052	44,968	311	27,321	2,192,894	182	764,624
内国民保養温泉地	3	14	84	32	31	17	4	0	7	67	6 不明4	13,503	3,793	78	6,977	764,034	12	764,624

（注）温泉地数は、宿泊施設が存在し、かつ宿泊利用がある場合のみ計上した。

表6 温泉利用状況(他目的利用分)

(平成16年3月末日現在)

市町村名	温泉地名	用途	源泉総数 (A+B)	利用源泉数A		未利用源泉数B		温度別源泉数				ゆう出量(L/分)		主たる泉質名	備考
				自噴	動力	自噴	動力	25未満	25~42	42以上	水蒸気ガス	自噴	動力		
鹿角市	大沼	地熱発電	8	6		2						8	1,583	単純硫黄泉(硫化水素型)	地熱発電所
鹿角市	澄川	地熱発電	20	9		11						20			地熱発電所
鹿角市	切留平	温水プール	1	1					1				2,500		鹿角市八幡平山麓温水プール
大館市	柄沢	農林水産用	1	1					1				16	カルシウム・ナトリウム・鉄( )	しいたけ栽培
大館市	雪沢	農林水産用	1				1			1			143	ナトリウム・カルシウム - 硫酸塩泉	花き栽培
森吉町	あゆ	農林水産用	1			1			1				200	ナトリウム - 塩化物・炭酸水素塩泉	あゆ稚魚育成
雄和町	深層熱水	研究用	3				3						1500		
河辺町	深層熱水	研究用	1			1				1			398		
象潟町	ねぶの花	魚介類養殖	1	1					1				500	ナトリウム - 塩化物強塩泉	アワビ種苗生産で熱交換の熱源
湯沢市	木地山	農林水産用	1			2			1		1	423		単純温泉	
湯沢市	上の岱	地熱発電	21	7		14					21				地熱開発、発電用生産井
湯沢市	泥湯	地熱調査	2			2					2	180			地熱開発調査
雄勝町	秋の宮	農林水産用	1			1				1			80	単純温泉	養鰻実験場
雄勝町	秋の宮	温水プール	1			1				1			200		雄勝町温水プール(熱交換)
雄勝町	小野	農林水産用	1	1					1			180			東北農政局ビニールハウス
雄勝町	秋の宮	地熱調査	11			11					11				地熱開発調査
皆瀬村	桁倉	地熱調査	3			3				1	2	497			地熱開発調査
皆瀬村	大湯	暖房用	1	1						1		25		ナトリウム - 塩化物・硫酸塩泉	小安山荘よし川
計	9	18	79	27	3	46	4	0	6	9	65	6302	2123		

表7 市町村別源泉数（浴用・飲用分）

（平成16年3月末日現在）

市町村名	源泉数	市町村名	源泉数	市町村名	源泉数	市町村名	源泉数
秋田市	17	二ツ井町	4	象潟町	9	西木村	2
能代市	3	八森町	3	矢島町	2	千畑町	3
横手市	11	山本町	6	岩城町	5	仙南村	1
大館市	25	藤里町	3	由利町	0	増田町	3
本荘市	10	八竜町	1	大内町	5	平鹿町	1
男鹿市	22	峰浜村	1	東由利町	2	雄物川町	5
湯沢市	11	五城目町	7	西目町	1	大森町	5
大曲市	5	昭和町	2	鳥海町	6	十文字町	0
鹿角市	131	八郎潟町	2	神岡町	1	山内村	5
小坂町	2	飯田川町	0	西仙北町	5	大雄村	1
鷹巣町	4	天王町	1	角館町	5	稲川町	1
比内町	6	若美町	1	六郷町	1	雄勝町	41
森吉町	4	井川町	0	中仙町	1	羽後町	1
阿仁町	6	大潟村	2	田沢湖町	40	東成瀬村	3
田代町	1	河辺町	2	協和町	4	皆瀬村	13
合川町	2	雄和町	4	太田町	5	県計	494
上小阿仁村	4	仁賀保町	2	仙北町	2		
琴丘町	0	金浦町	3	南外村	7		

(2) 温泉の保護

許可等処理状況

温泉を保護するとともに、その適正利用を図るため、温泉法に基づく許可等の処理状況は表8のとおりです。

温泉保護地域等

本県では、過去及び現在において、源泉相互間の影響が現れている地域、近年に温泉の水位、温度の低下等の衰退現象が見られる地域を温泉保護地域として定め、掘さく、増掘等の規制を行っています。

また、全県的な温泉の保護及び利用に必要な措置を講ずるため秋田県温泉保護対策要綱を定め、温泉の恒久的な保護と適正利用の推進を図っています。

国民保養温泉地

温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善が必要な地域である八幡平温泉郷、田沢湖高原温泉郷、秋ノ宮温泉が国民保養温泉地として定められています。

地熱開発地域環境調査

地熱開発の周辺既存温泉への影響等を調査するため、次の調査が毎年継続的に実施されています。

(調査対象) 八幡平地域 7 源泉(昭和52年度から)

小安・秋ノ宮地域 9 源泉(昭和53年度から)

玉川地域 1 源泉(平成2年度から)

(調査時期) 年3回 (5月、8月、10月)

(調査項目) 11項目

(調査機関) 県衛生科学研究所

**表 8 温泉法に係る許可状況調べ（過去 5 年間）**

区分 \ 年度	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5
掘 さ く	9	1 0	8	6	5
増 掘	1	0	0	0	0
動力装置	6	3	5	3	3
温泉利用	2 7	3 3	3 8	3 4	3 1

## 第 2 節 自然とのふれあいの確保

### 1 自然公園の保護と整備

#### (1) 自然公園の指定状況

本県には、十和田八幡平国立公園をはじめ鳥海・栗駒・男鹿の三つの国定公園と田沢湖抱返り県立自然公園等七つの県立自然公園があり、県内の代表的な山岳、溪谷、海岸等の景勝地11箇所が自然公園として指定されています。その合計面積は128,373haで、県土の約11%を占めています。

自然公園内においては、公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する公園計画を定め、この計画に基づいて風致景観及び自然環境の保全と、適正な公園利用の推進を図っています。

なお、各自然公園の概要は表 9 のとおりです。

表9 自然公園の概要

(平成16年3月末日現在)(単位:ha)

公園名	指定年月日	関係市町村名	面積	特別保護地区	特別地域	普通地域	土地所有別			海域
							国有地	公有地	私有地	
十和田八幡平国立公園	S11. 2. 1 (S31. 7.10)	鹿角市、小坂町 田沢湖町 (八幡平地区追加)	26,789	1,501	24,921	367	25,823	610	356	-
鳥海国定公園	S38. 7.24	象潟町、仁賀保町 矢島町、鳥海町	16,372	-	15,834	-	9,472	4,537	1,825	538
栗駒国定公園	S43. 7.22	湯沢市、雄勝町 皆瀬村、東成瀬村	23,207	3,158	20,049	-	21,978	639	590	-
男鹿国定公園	S48. 5.15	男鹿市	11,534	160	7,923	73	2,199	1,972	3,985	3,378
小計			77,902	4,819	68,727	440	59,472	7,758	6,756	3,916
田沢湖抱返り 県立自然公園	S35. 4. 1	田沢湖町、角館町 西木村	7,477	-	6,186	1,291	5,881	212	1,384	-
八森岩館 県立自然公園	S39. 7.16	八森町	4,923	-	1,989	1,758	2,194	877	676	1,176
きみまち坂藤里 県立自然公園	S39. 7.16	二ツ井町、藤里町	3,202	-	2,622	580	1,811	914	477	-
森吉山 県立自然公園	S43.10. 1	森吉町、阿仁町	15,214	-	14,586	628	14,801	181	232	-
太平山 県立自然公園	S47. 7.15	秋田市、五城目町 河辺町、上小阿仁村	11,897	-	11,897	-	10,452	-	1,445	-
田代岳 県立自然公園	S50. 1.11	田代町	1,855	-	1,855	-	1,855	-	-	-
真木真昼 県立自然公園	S50. 1.11	太田町、千畑町	5,903	-	5,873	30	5,312	51	540	-
小計			50,471	-	45,008	4,287	42,306	2,235	4,754	1,176
合計			128,373	4,819	113,735	4,727	101,778	9,993	11,510	5,092

(2) 自然公園の保護と管理

自然公園管理員

自然公園の管理の充実のため23名の自然公園管理員を配置しています。自然公園管理員は、自然公園及び白神山地自然環境保全地域内を巡回し、高山植物の盗採等違反行為の防止、施設の維持管理や公園利用者のマナー指導等の業務を行っています。

また、高山植物の盗採の多い夏期には、八幡平、駒ヶ岳、栗駒山地区において、岩手県、地元市町村、森林管理署等とともに合同のパトロールを実施しています。

なお、自然公園管理員の配置状況は表10のとおりです。

表10 自然公園管理員配置状況

(平成16年3月末現在)

自 然 公 園 名	配置人員	管 理 区 域	関 係 市 町 村
十和田八幡平国立公園	3	八 幡 平	鹿角市・田沢湖町
		玉 川 ・ 焼 山	田沢湖町
		南 八 幡 平	田沢湖町
栗駒国定公園	3	泥 湯 ・ 秋 の 宮	湯沢市・雄勝町
		須 川	東成瀬村
		木 地 山 ・ 小 安	湯沢市・皆瀬村
男鹿国定公園	2	寒 風 山 ・ 五 里 合	男鹿市
		真 山 ・ 入 道 崎	男鹿市
鳥海国定公園	3	鳥 海 ・ 矢 島	鳥海町・矢島町
		象 潟 山 岳 部	仁賀保町・象潟町
		象 潟 海 岸 部	象潟町
田沢湖抱返り県立自然公園	2	田 沢 湖	田沢湖町・西木村
		抱 返 り	角館町・田沢湖町
真木真昼県立自然公園	1	全 域	太田町 千畑町
太平山県立自然公園	2	太 平 山 北 部	五城目町・上小阿仁村
		太 平 山 南 部	秋田市・河辺町
森吉山県立自然公園	2	森 吉	森吉町
		阿 仁	阿仁町
田代岳県立自然公園	1	全 域	田代町
きみまち坂藤里峡県立自然公園	2	全 域	二ツ井町
白神山地自然環境保全地域			藤里町
八森岩館県立自然公園	2	全 域	八森町
白神山地自然環境保全地域			藤里町
合 計	23		

美化清掃活動等

自然公園は主に山岳や海岸部に位置するため、効果的な清掃活動が難しく、各市町村ともその対策に苦慮しています。このため、地元で清掃団体を育成し、国立公園にあっては、国からの委託の外、県及び関係市町がそれぞれ基準事業費の約1/4を負担し、その他については、県は基本的に関係市町村が補助する額の1/2を負担して、自然公園内における美化清掃活動を行っています。県が清掃活動事業に補助を行っている清掃団体は、表11のとおりです。

なお、これらの団体とともに清掃活動の充実と美化意識の向上を図るため、清掃登山等のボランティア活動の誘導や支援を行っています。

また、登山道の刈払い、各種標識類の整備等を行い、利用者の安全の確保に努めています。

表11 清掃活動事業費補助金交付団体一覧

(平成15年度)

公園名	補助事業団体名	関係市町村	設立年度	補助金額 (千円)	基準事業費 (千円)
十和田八幡平 国立公園	(社)十和田湖国立公園協会	鹿角市 小坂町	昭和45	450	2,655
	八幡平を美しくする会		45	1,098	11,831
	八幡平支部	鹿角市	45	648	3,558
	南八幡平支部	田沢湖町	48	450	8,273
鳥海国立公園	鳥海国立公園を美しくする会	象潟町	51	300	1,260
栗駒国立公園	栗駒国立公園を美しくする会	湯沢市	55	300	1,001
	雄勝町を美しくする会	雄勝町	平成11	300	618
	栗駒を美しくする会	皆瀬村	9	300	757
	東成瀬村栗駒国立公園を美しくする会	東成瀬村	12	300	928
男鹿国立公園	男鹿を美しくする会	男鹿市	昭和62	1,000	5,131
田沢湖抱返り	田沢湖町山と湖を美しくする会	田沢湖町	50	300	2,211
県立自然公園 真木真昼	田沢湖を美しくする会	西木村 太田町	55	300	2,011
県立自然公園 八森岩館	真木真昼県立自然公園を美しくする会	千畑町	56	300	1,059
県立自然公園 森吉山	八森の自然を美しくする会	八森町	平成5	300	1,089
県立自然公園 森吉山	森吉山県立自然公園を美しくする会	森吉町	6	300	823
	県立自然公園森吉山を美しくする会	阿仁町	6	300	1,612
合		計		5,848	32,986

許認可状況

自然公園内においては、自然景観及び自然環境の保全を図るため、保護計画に基づいて公園区域を、

特別保護地区、特別地域(第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)、普通地域に区分し、公園内で行われる各種行為について許可又は届出制度により規制しています。

なお、平成15年度の各種行為の処分状況は表12のとおりです。

また、国立公園においては、許可権限の一部が国から県知事に委任されており、国立公園においては県知事が処分権限を有しています。県立自然公園においては、一部を除いて町村長に処分権限を委任しています。

表12 平成15年度自然公園内の許可等処理状況

(単位：件)

公園	地域 行為 内容	特別保護地区					特別地域									
		工新 作改 物増 の築	土採 石の 取	動捕 物の 獲	広の 告設 物置	土形 地状 の変 更	小 計	工新 作改 物増 の築	木伐 竹採 の等	土採 石の 取	広設 告置 物の 等	土形 地状 変 の更	指の 定植 採 物取	工色 作彩 物変 の更	小 計	計
国立公園		0	0	0	0	0	9	0	0	2	1	1	0	13	13	
国立公園		1	0	0	0	1	46	3	11	3	1	1	0	65	66	
県立公園		0	0	0	0	0	19	1	0	2	3	2	0	27	27	
合計		1	0	0	0	1	74	4	11	7	5	4	0	105	106	

#### 特定民有地の公有地化

県内の自然公園には、約12千haの民有地が含まれておりますが、このうち優れた自然景観を有する地域や学術的に貴重な地形・動植物等の分布する地域は、特別保護地区や第1種特別地域に指定され、その保護保全が図られています。

これらの地域においては、私権との調整を十分に図る必要があるため、必要に応じ県が民有地を買上げ、土地の公有地化を図ってきており、その合計面積は170ha余りに達しています。

なお、これまでに土地の公有地化が実現している地区は、表13のとおりです。

表13 特定民有地買上げ事業実績一覧

(平成16年3月末現在)

年度	公園名	地区	保護計画	面積	事業費
52	男鹿(定)	寒風山	第1種特別地域	40.19 ha	169,304千円
53	男鹿(定)	寒風山	第1種特別地域	26.16	112,921
55	男鹿(定)	寒風山	第1種特別地域	78.12	355,422
57	男鹿(定)	戸賀・入道崎	第1種特別地域	21.60	106,547
58	男鹿(定)	寒風山	第1種特別地域	7.91	37,196
合計				173.98	781,390

### (3) 自然公園の利用

#### 利用状況

自然公園内での適正な利用の推進を図るため、公園計画に基づいて利用のための各種施設の整備を図っており、それらの施設を活用して、風景及び自然探勝、温泉利用、登山、キャンプ、スキー等様々な公園利用がなされており、その利用状況は表14のとおりです。



表14 自然公園の利用状況

(単位：千人)

公園別	年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
	国立公園(十和田八幡平)		3,894	4,234	4,247	4,116	3,950	4,141
国定公園		4,223	4,122	4,241	4,118	4,089	3,844	3,673
鳥海	海	1,192	1,254	1,239	1,248	1,225	1,121	924
	栗駒	705	723	864	834	892	849	835
	男鹿	2,326	2,145	2,138	2,036	1,972	1,874	1,914
県立自然公園		2,719	2,582	2,481	2,539	2,688	2,566	3,205
田沢湖抱返り	抱返り	1,615	1,409	1,445	1,413	1,589	1,484	1,583
	八森岩館	184	150	139	149	132	96	503
	きみまち坂藤里峡	543	527	500	482	458	444	475
	森吉山	180	307	188	219	217	251	384
	太平山	84	79	79	69	78	78	70
	田代岳	28	22	62	59	48	46	28
	真木真昼	85	88	68	148	166	167	162
計		10,836	10,938	10,969	10,773	10,727	10,551	11,030

利用者指導

自然公園内における適正利用の普及・啓発を図るため、様々な指導普及活動や自然探勝路等の施設整備を行っています。特に、自然保護及び自然公園思想の普及啓発を図る中心的な施設として、ビジターセンター(博物展示施設)等の整備に努めています。

現在まで整備されているビジターセンターは表15のとおりです。

表15 ビジターセンター一覧

(平成16年3月末現在)

公園名	地区名	整備年度	延床面積	建築主体	備考
十和田八幡平国立公園	八幡平	平成13	802㎡	環境省	
鳥海国定公園	鉾立	昭和60	378㎡	県	
きみまち坂藤里峡 県立自然公園	素波里	昭和58	375㎡	県	
十和田八幡平国立公園	玉川	平成9	803㎡	県	

(4) 公園施設の整備

自然公園の保護と適正な利用の推進を図るため、国の直轄及び補助事業並びに県単独事業により公園計画に基づく各種利用施設の整備や既存施設の維持更新を図っています。

なお、平成15年度における施設整備の概要は表16のとおりです。

表16 平成15年度自然公園施設整備の概要

公園名	施設名	施設内容
十和田八幡平国立公園	田沢湖高原園地	休息所改修(234m <sup>2</sup> )
	田沢湖高原野営場	サニタリーハウス新築(182m <sup>2</sup> )
	見返峠下駐車場	駐車場(4,740m <sup>2</sup> )
	大深岳乳頭山線歩道	木道工(280m)
	駒ヶ岳線歩道	歩道(197m)
	先達川人道橋	木橋(25m)
鳥海国定公園	鳥海山地域登山道	給水施設(1式)
栗駒国定公園	川原毛園地	駐車場(399m <sup>2</sup> )
	須川野営地	炊事棟改修(40m <sup>2</sup> )
	神室山登山道	吊橋(30m)
太平洋国立自然公園	旭又登山道	P C 橋(10m)

(5) 東北自然歩道(新奥の細道)

整備目的

東北自然歩道は、東北のすぐれた風景地等を巡るため、国により東北6県にわたって整備された歩道です。この歩道は、多くの人々が四季を通じて手軽にかつ楽しくすぐれた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然、歴史、文化にふれ、自然保護意識の高揚を図ることを目的として整備されたものです。

秋田県の概要

一周ルート... 山形県境の象潟町三崎を起点として青森県境の八森町須郷岬までの799.2kmのコース。全体を1日で歩行可能な50のコースに分けています。

象潟から本荘にかけては日本海沿いに整備され、芭蕉ゆかりの地を含むコースです。本荘からは内陸部の横手に向かい、さらに横手盆地の東端を北上し、田沢湖から乳頭温泉に至る里山や渓谷を訪ねる道が続きます。

田沢湖からは東北の小京都といわれる角館を通り、雄物川に沿って水を訪ねる道が秋田市まで続き、さらに男鹿半島から能代山本地方の海岸を歩く道が青森県境まで続きます。

(主要経過地点)

三崎公園 - 蛸満寺 - 観音瀧 - 仁賀保高原 - 望海の丘 - 西目海岸 - 二十六橋 - 石沢 - 桧山峠 - 八塩山 - 三ツ森山 - 沼館橋 - 金峰山 - いこいの森 - 三貫堰 - 湧わく通り - 仏沢 - 大台 - 真木溪谷 - 回顧の滝 - 抱き返り溪谷 - 蟹湯 - 濁尻 - 角館武家屋敷 - 小倉田 - 八乙女公園 - 宝蔵寺 - 神宮寺嶽 - 太平山 - 白糸の滝 - 高尾山 - 白根沢 - 国見山 - 大森山 - 三吉神社 - 館山 - 出戸海岸 - 寒風山 - 五社堂 - 本山 - 八望台 - 琴浜海岸 - 風の松原 - 檜山城跡 - ポンポコ山 - 岩館海岸

旭川ルート...秋田市添川長田から秋田市太平仁別まで7.2kmの1日コースです。

秋田市に近接した旭川の清流を歩く道です。

(主要経過地点)

長田 - 山内 - 藤倉 - 仁別

路線概要

・路線総延長 799.2km 幹線49路線総延長 527.8km  
 支線1路線総延長 7.2km  
 連絡路線(41路線) 264.2km

- ・総事業費 約7億円
- ・事業実施期間 平成2年度から平成8年度まで(7か年)
- ・路線の特徴 今まで点的に利用されていた自然資源(観光的価値のあるもの)・歴史・文化・施設資源・レクリエーション施設地区・展望地・温泉地・自然公園・ふるさと資源(祭りやイベント等)等の各種資源を一つのルートで結合し、1日で歩行可能な距離(20km程度)のコースを単位として構成しています。

関係市町村(28市町村)

象潟町、金浦町、仁賀保町、西目町、本荘市、東由利町、雄物川町、平鹿町、横手市、仙南村、六郷町、千畑町、太田町、中仙町、角館町、田沢湖町、神岡町、西仙北町、協和町、雄和町、秋田市、天王町、男鹿市、若美町、八竜町、能代市、峰浜村、八森町

## 2 森林の総合利用

心のゆとりやリフレッシュ、健康指向の高まり、週休二日制など余暇時間の増大に伴って、森林をエリアとしたレクリエーション、野外活動がブームになるなど、森林に対するニーズが多様化してきているなかで、森林のもつ保健休養などの機能を活用した県民の森やキャンプ場などの森林総合利用施設の整備を進めています。これらの施設は豊かな資源を活用した観光・レクリエーションの場として、地域活性化にも寄与しています。

また、植樹祭、緑の募金を活用した緑化推進運動等を通じて県民と森林とのふれあいの強化を図っています。

森林を利用した総合施設の整備状況は表17のとおりです。

**表17 森林総合利用施設の整備状況**

名称	箇所	摘要	名称	箇所	摘要
いこいの森	47		県民の森	1	田沢湖町
立県百年の森	1	二ツ井町	樹園地	3	鹿角市、秋田市、田沢湖町
森林総合利用	40	林業構造改善事業 森林空間総合整備	学習交流の森	1	学習交流館場内(河辺町)
生活環境保全林	36	治山事業	体験の森	1	ぶなっころランド内(八森町)
			合計	130	

### 第3節 農地、森林、沿岸地域の環境保全機能の維持・向上

#### 1 環境と調和した農業の推進

近年、地球規模での環境問題が取り上げられており、大気、水、土壌等の自然生態系との関わりの中で営まれている農業においても、環境への負荷の低減が重要な課題となっています。

もともと農業は、水資源の涵養、洪水の調節などの県土保全、有機物などの土壌還元による生態系の保持などに大きな役割を果たしています。

また、消費者の関心は、「安心して食べることのできる農産物へ」と変化してきています。

こうしたことから、これからは、農業の有する自然循環機能を生かすとともに、環境への負荷をできるだけ軽減するなど、環境と調和した農業を推進していく必要があります。

このため、県では、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、県の指針や計画を策定し、農業者等への啓発・普及を図りながら、環境と調和した持続性の高い農業を積極的に推進していくこととしています。

なお、あきた21総合計画で「環境と調和する持続性の高い農業の推進」という施策目標を掲げ、平成22年度までに47のJA生産部会が集団として、丸ごとエコファーマー認証を受けるよう計画的に推進しております。

##### 持続的農業総合推進事業

有機物の積極的な活用による土づくりを基本にして、過度の化学肥料や化学農薬等に頼らず、これを効率的に利用し、環境への負荷をできるだけ軽減した農業を全県的に定着させていくため、持続性の高い農業の推進に係る県の基本的な考え方を策定したほか、環境に配慮した栽培技術に関する情報を提供するとともに、県内各地でその実証展示を行っています。

そして、環境と調和した農業の面的な拡大を図るため、市町村ごとに地域の状況に応じた地域環境保全型農業推進方針づくりが進められ、平成15年度までに25市町村で策定されており、特に、使用済みの農業用ビニール等については、地域ぐるみの問題として取り上げ、県内全69市町村で組織的回収が実施されています。

また、消費者ニーズの高い有機農産物などを生産するため、堆肥供給施設の設置など条件整備の事業も計画的に実施しています。

##### 主な環境保全型農業の技術事例

区 分	技 術 項 目
減化学肥料 栽 培	緩効性肥料・被覆肥料の利用、土壌・生育診断に基づく施肥 田畑輪換による減肥栽培（転作大豆作付後の水稲減肥）
肥 料 流 出 防 止	水稲の無代かき移植栽培・不耕起移植栽培 水稲育成箱全量施肥
地 下 水 汚 染 防 止	クリーニングクロップの導入による輪作体系の推進 （過剰肥料吸収植物）
減化学農薬 栽 培	発生予察による適期防除、性フェロモン・天敵の利用、病害虫抵抗性品種・台木の利 用、太陽熱による土壌消毒、被覆資材の利用

## 2 森林の保全

森林は、木材の生産という経済的機能のほか、水源のかん養・土砂崩壊の防止や保健休養などの公益的機能を有しています。特に近年は公益的機能について県民の関心が高まっています。

本県は、森林の面積が82万1千ha（県土面積の71%）、蓄積が1億4千万㎡となっているなど、全国でも有数の森林県です。

概要は表18のとおりです。

表18 森林の概要（平成15年3月末現在）

（単位：面積千ha・蓄積千㎡）

区分	面積	蓄積		
		総数	針葉樹	広葉樹
国有林	376	49,704	25,852	23,852
民有林	446	88,588	63,744	24,833

### (1) 林地開発

林地開発許可制度は、林地の適正な利用を図ることにより、森林の持つ公益的機能を維持することを目的としています。近年、国民生活や経済活動の高度化に伴い森林を保健休養の場として利活用することに対し県民の期待が高まるとともに、林業・山村側からも森林を多面的に利用して地域の活性化を図る動きがありますが、環境問題・水問題などへの懸念も出てきています。このような森林の利用と環境保全との調整を図るため、本制度の適正な運用に努めています。

最近の許可状況は表19のとおりです。

表19 林地開発の許可状況

（上段（ ）書きは件数、下段は面積・単位ha）

年度	目的	総数	工場・事業場の造成	学校・博覧場の造成	公園・運動場の造成	住宅用の設置	別荘地の造成	ゴルフ場の造成	レジャー施設の設置	農用地の造成	土の採取	道路の新築又は改築	その他
平成9		(42) 376	(1) 26	(2) 32					(1) 3	(3) 24	(21) 58	(8) 26	(5) 207
10		(55) 386	(2) 18	(1) 4	(5) 24	(2) 59		(1) 81	(2) 4		(25) 100	(14) 90	(3) 6
11		(44) 361	(5) 11		(2) 22	(3) 17			(1) 2	(1) 5	(19) 132	(11) 159	(2) 13
12		(43) 280	(2) 21			(5) 66			(2) 6		(19) 144	(11) 29	(4) 14
13		(45) 469	(13) 267						(1) 2		(19) 102	(12) 98	
14		(40) 515	(5) 263		(2) 20		(1) 3				(17) 156	(12) 64	(3) 9
15		(32) 397				(1) 1				(2) 3	(15) 86	(8) 43	(6) 264
許可制	適用	(18) 98								(2) 3	(14) 84		(2) 11
	適用外（協議）	(14) 299				(1) 1					(1) 2	(8) 43	(4) 253

（許可制の欄は平成15年度中の許可・協議の内訳である）

### (2) 保安林

本県の保安林面積は、民有保安林が83,930ha、国有保安林が171,167haで併せて255,097haとなっており、全森林面積の31%を占めています。

保安林は、水源のかん養や山地災害の防止、保健休養等、公益的な諸機能を持っており、県民の安全な暮らしを守るため、計画的な保安林の整備を図っています。日本の自然百選の一つである能代市の「風の

松原」は飛砂防備保安林に、日本の名水百選となっている六郷町の「湧水群」の源は水源かん養保安林にそれぞれ指定されています。

保安林の概況は表20のとおりです。

表20 保安林の概況

(単位：件・ha)

保安林種別	総 数		水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		土砂崩壊防備保安林	
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
所有形態								
民 有 林	(129) 2,414	(3,900) 83,930	452	57,174	805	19,260	584	859
国 有 林	(44) 238	(24,679) 171,167	116	142,831	(5) 71	(4,464) 24,600	3	111
保安林種別	飛砂防備保安林		保健保安林		その他			
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積		
所有形態								
民 有 林	100	1,722	(127) 1	(3,883) 2	(2) 472	(17) 4,913	( )	( )
国 有 林	12	720	(38) 13	(20,192) 1,083	(1) 23	(23) 1,822	( )	( )

( ) は兼種保安林  
(平成15年度末現在)

### (3) 松林の保全

本県の海岸線263kmには、飛砂防備や防風、保健休養の面で重要な役割を果たしている松林が広がっており、この県民共有の財産を守るため、松くい虫の早期発見・早期防除に努めています。

しかし、昭和57年に象潟町で初めて松くい虫による被害が確認されてから次第に被害地域が拡大し、平成15年度には55市町村に及んでいます。

また、平成15年度の被害量は、冷夏等の影響で31,597m<sup>3</sup>と前年比81%に減少したが、依然として高水準で推移しています。

松くい虫による被害状況は図2のとおりです。

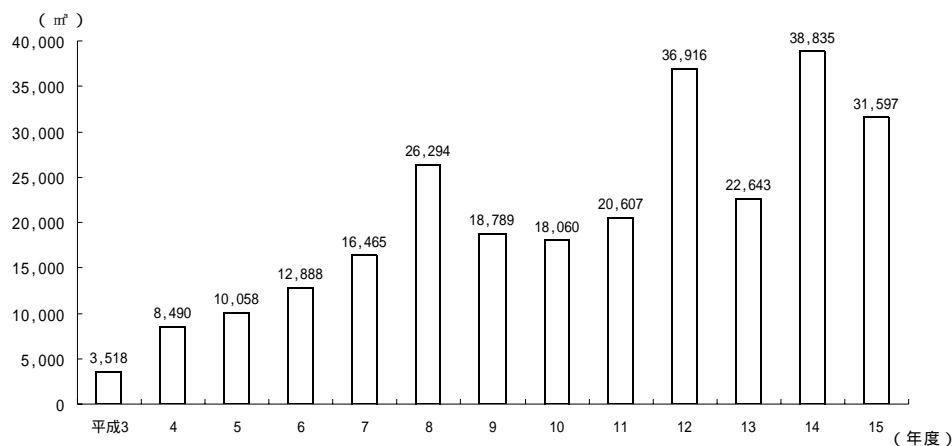


図2 松くい虫被害の推移 (民有林)

### (4) 林野火災の防止

林野火災については、予防思想の普及・啓発に努めるとともに、火災被害を最小限に抑えるため空中消火体制を整備しています。

平成15年の火災発生状況は、前年より5件減少し43件の発生で、被害額は11,144千円となっています。

林野火災の状況は表21のとおりです。

表21 林野火災の状況

(単位：ha、千円)

年次	総数			たき火			たばこ			火入れ			その他		
	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害
平成8年	47	39	19,695	6	0	7	5	2	312	9	3	4,754	27	34	14,622
平成9年	65	14	6,973	13	2	428	4	0	-	15	2	2,093	33	10	4,452
平成10年	31	6	3,287	4	1	148	1	0	-	6	1	1,428	20	4	1,711
平成11年	71	15	6,116	20	4	702	5	2	2,018	11	2	931	35	7	2,465
平成12年	36	8	1,333	6	1	355	3	0	30	2	1	160	25	1	788
平成13年	83	137	64,528	12	5	2,451	7	8	792	12	14	4,580	52	110	56,705
平成14年	48	20	25,652	6	3	7,065	5	2	6,963	4	2	1,142	33	13	10,482
平成15年	43	23	11,144	6	12	5,455	3	0	177	9	4	992	25	7	4,520

(5) 森林の多様な機能の発揮

森林については、「資源の循環利用林」、「水土保全林」、「森林と人との共生林」を森林整備の基本方向とし、北東北三県の連携による「緑のランドデザイン」に基づく、生物多様性を保全するための「緑の回廊」を構築することなどにより、森林の持つ多様な機能の維持・増進を図ります。

また、将来にわたり豊かな「水と緑」に囲まれた秋田を創造していくため、平成14年度に「水と緑の条例」を制定しましたが、この条例の趣旨に沿って、秋田の豊かな自然や風景を守り育むことの大切さを県民の方々に深く理解していただくための方策や、自然環境の保全のための様々な取組について、長期的な方向を示す「水と緑」の基本計画を策定しました。

この計画により、息の長い県民運動を展開し、生態系のバランスが保たれた美しい「水と緑の秋田県」の実現に向けて取り組んでいきます。

3 自然環境に配慮した漁業施設の整備

(1) 漁港周辺の環境状況

漁港は水産物の陸揚げ、出漁準備、休憩、避難の場といった機能を併せ持ち、これらの機能を発揮するために備えるべき第一の条件は、泊地の静穏の保持です。しかし、静穏を求めるあまり、漁港内外の海水交流が抑制され、港内の水質悪化が問題となっています。

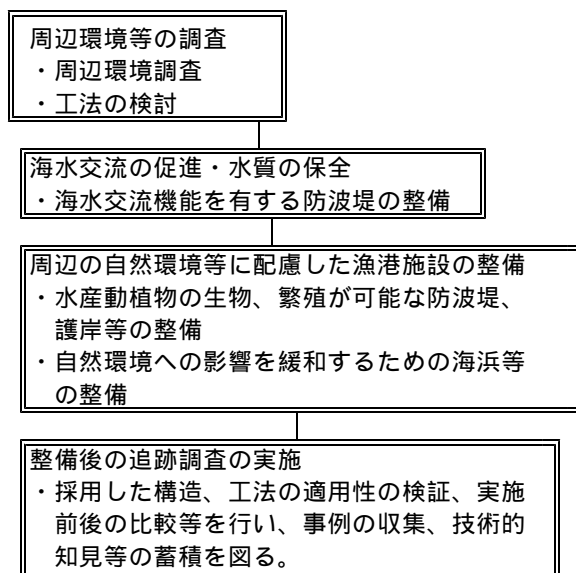
また、漁港周辺には漁業生産上重要な岩礁域が広がり、この岩礁域には小型の海藻類をはじめとしてホンダワラ類の藻場も分布し、アワビやウニなどが生息しており、大切な漁場として地域の漁業者に利用されています。また、本県の重要な水産資源であるハタハタの産卵場でもあり、また、多くの魚種にとって稚仔魚の生育の場としても重要な機能を持っています。

このため、漁港の整備計画でも、防波堤の築造に伴う外海水の遮断を防ぎ、外海水との交流が図られる構造にすることや、埋め立てなどにより失われる岩礁域の機能を回復するとともに、漁場への影響を最小限にする自然と調和した漁港づくりが求められています。

(2) 事業の目的

漁港事業では、これまでも周辺環境との調和に努めてきましたが、今後一層高まると予想される環境保全への要請に的確に対応し、また「資源管理型漁業」の推進により良好な資源水準を維持しながら沿岸域の高度利用を図っていくため、自然環境との調和や周辺環境への影響を緩和する構造物、工法などの採用を積極的に推進します。

事業の流れは次のとおりです。



(3) 実施状況は表22のとおりです。

**表22 自然環境に配慮した漁業施設の整備状況** (平成15年度末現在)

漁 港 名	金 浦 漁 港	八 森 漁 港
市 町 村 名	金 浦 町	八 森 町
事 業 主 体	秋 田 県	秋 田 県
事 業 目 的	磯根資源（アワビ・イワガキ）への影響の緩和及び海水交流（中間育成水面）の促進	八タ八タの産卵場所となる藻場への影響を最小限とするほか、新たな産卵藻場の確保
対 象 施 設 名	防波堤（A）、防波堤（B）	護岸、防波堤
工 法	潜堤付き孔空き防波堤	離岸式消波工の防波堤

## 第4節 快適環境の確保

自然と人とが共存できる社会の構築の一環として、緑が身近に感じられる、快適な都市環境を確保・創出するとともに、県民の心のよりどころとなる自然景観、歴史的・文化的遺産の保全を行うなど、快適環境の保全・創出のための施策を行っています。

### 1 快適な都市環境の確保・創出

#### (1) 都市公園の整備

近年の都市化の進行に伴い都市の緑が少なくなっており、緑が身近に感じられる都市空間の保全・創出が求められています。

このことから、スポーツ、文化活動など快適な生活環境を提供すると同時に、公害の緩和、災害時の避難場所としての機能を持つ都市公園の整備を進めています。

本県の都市公園の整備状況は、平成15年度末で518ヶ所、1,383haで、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は16.9㎡となっています。



## (2) 河川・海岸の環境整備

近年、河川の環境に対する要請は、都市化の進展や生活活動の拡大など様々な社会状況の変化により多様化してきています。この地域社会の要請にこたえるため、従来の河川事業における洪水氾濫防止及び、海岸事業における侵食防止機能に加え、下記の各種事業を実施し、河川・海岸の環境保全と創造に努めています。

### 多自然型川づくり

生物の生息・生育環境や地域の景観等へ配慮し、自然環境を保全あるいは創出する「多自然型川づくり」を各河川整備で実施しています。

たとえば、河川整備に伴い、瀬と淵の保全や護岸の緑化等を実施することにより、魚介類の生息・産卵場所の保全や植物が復元できる水辺空間を創出します。

また、平成2年度からは、多自然型川づくりの基礎資料となる「河川水辺の国勢調査」により、魚介類の生育調査を実施しています。

### ふるさとの川整備事業

周囲の自然環境、社会環境、歴史的背景などを考慮した水辺空間整備を、まちづくりと一体的に整備しています。平成11年度に丸子川（大曲市）が、平成13年度に横手川（横手市）が完成しています。

### 桜つつみモデル事業

堤防の強化を図るとともに、堤防上に桜の木などを植樹し、緑豊かなやすらぎのある水辺空間を形成しています。

平成3年度に子吉川（本荘市）、5年度に米代川（ニツ井町）、雄物川（大雄村）、子吉川（由利町）、6年度に米代川（田代町）、岩見川（河辺町）、11年度に藤琴川（藤里町）、12年度に玉川（角館町）、阿仁川（森吉町）で完成しています。

### 河川環境整備事業

河川やその自然環境に親しむため、河川公園・広場などのレクリエーション施設を整備しています。小坂川（小坂町）、斉内川（中仙町）などで実施中です。

### 海岸環境整備事業

海岸の安全なレクリエーション空間の保全や、波浪による侵食被害を防止するとともに、環境、景観、親水性に配慮した護岸整備や人工リーフの設置をしています。琴浜海岸（若美町）で実施中です。

### 河川環境管理基本計画

河川空間や水環境の適正な保全と利用に関する施策を、水系及び地域の特性を踏まえ、総合的かつ計画的に実施するための指針として策定しています。

この計画は、河川空間管理と水環境管理の二つから構成されるものですが、その中の河川空間管理について、一級河川（雄物川、米代川、子吉川）は国土交通省で策定済です。

また、二級河川については、白神山地・八郎湖・烏海山麓・出羽丘陵周辺の河川は策定済です。

## (3) 生活環境保全林の整備

県民が安全で安心して暮らすため、森林の担う役割は大きくなっています。特に森林は最も身近なやすらぎや潤いを与える場所として期待されています。

このため、都市周辺の森林において、国土保全機能や水源かん養機能の向上を図りながら保健休養機能やレクリエーション機能などの森林の公益的な機能を総合的に発揮することができる森林（生活環境保全林）としての整備を積極的に進めています。

本県の整備状況は、平成15年度末で箇所数で36箇所、面積で1,663haとなります。

## 2 自然景観、歴史的・文化的遺産の保全

### (1) 景観の保全

本県の豊かな自然に恵まれた景観やのどかな風景を守り、心のなごむ県土を将来に引き継ぐために、「秋田県屋外広告物条例」や「秋田県の景観を守る条例」を制定し、これらの条例に基づき規制や指導を行い、地域特性に応じた良好な景観の保全・創出を推進しています。

**表23 秋田県の景観を守る条例に基づく届出件数**

平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	合計
93件	97件	112件	109件	88件	68件	60件	54件	28件	64件	773件

### (2) 歴史的・文化的環境の保全

県民文化の基盤を形成している由緒ある史跡や町並みなどを保存して、ふるさとのすぐれた歴史的・文化的遺産を県民共有の財産として次の世代に継承していくために、「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づいて文化財の指定や保護を進め、豊かで地域的な特色をもつ歴史的・文化的環境の保全と活用に努めています。

この基本方針に基づき、心豊かな生活を求める県民のふれあいの場、郷土学習の場として活用できる歴史的環境の整備と自然環境の保全を進めています。平成15年度の事業実績は、次の26件となっています。

#### 建造物の保存修理・防災施設整備

重要文化財嵯峨家住宅（秋田市）・・・屋根修理

重要文化財大山家住宅（八竜町）・・・屋根修理

重要文化財黒澤家住宅（秋田市）・・・主屋部材購入

重要文化財三輪神社（羽後町）・・・防災設備

県指定有形文化財旧小坂鉄道貴賓客室及び11号機関車（小坂町）・・・塗装修理

重要文化財大山家外10件・・・防災設備、小修理等

#### 史跡の環境整備

史跡秋田城跡（秋田市）・・・土地公有化

史跡弘田柵跡（仙北町）・・・土地公有化

県指定史跡院内鉾山跡・・・環境整備計画策定

#### 名勝・天然記念物の保存・調査・環境整備

天然記念物象潟（象潟町）・・・土地公有化

天然記念物千屋断層（千畑町）・・・現況調査

天然記念物ザリガニ（大館市）・・・現況調査

名勝檜木内川堤（サクラ）（角館町）・・・土壌改良

天然記念物角館のシダレザクラ（角館町）・・・土壌改良

県指定天然記念物トミヨ及びイバラトミヨ生息地（平鹿町）・・・現況調査

#### 重要伝統的建造物群保存地区内重要建造物の修理

角館町角館重要伝統的建造物群保存地区（角館町）・・・岩橋家・河原田家・小田野家部分修理

平成11年度 住民ボランティア参加のワークショップ、フィールドワーク、シンポジウムの開催、文化財総合案内板や文化財案内カードの作成

平成12年度 住民ボランティアとともに文化財紹介カードの作成、ワークショップの開催

平成13年度 ガイドブック「秋田の有形文化財」の発行

平成15年度 地域住民参加の「秋田はまるごと博物館」文化財探訪ツアーの実施

これらの事業によって、エコミュージアム（「秋田はまるごと博物館」を住民と行政が共同運営するもの）思想に基づいた地域づくりが行われました。

## 第5節 環境美化への取り組み

道路沿いや河川敷、あるいは公園などの多くでは、ボランティアによる地道なクリーンアップ活動が行われているものの、場所によっては、依然として空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てごみが目につきます。

このため、県では、住みやすく、公園のように美しい秋田を目指して、市町村と連携し県民参加型の美化運動の推進に取り組んでいます。

### 1 美しいふるさとづくり運動の気運の醸成

#### (1) あきた・ビューティフル・サンデー

県民総ぐるみの環境美化運動として、平成14年度から、4月第2日曜日を「あきた・ビューティフル・サンデー」、4月を「あきた・クリーン強調月間」と定め、雪解け後の身近な環境のクリーンアップを呼びかけています。

・実施日：平成15年4月20日（第2日曜日が県議会議員一般選挙投票日のため、第3日曜日に実施）

・参加者：55市町村 約117,000人（市町村やボランティア団体の一斉クリーンアップなど）

（4月中参加者：68市町村 約169,000人）

#### (2) ポイ捨て禁止条例普及啓発

平成13年4月から施行された「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）」に基づき、環境美化に対する意識の啓発を図るため、ラジオCMや啓発グッズ配付等による広報活動を行っています。

また、空き缶等散乱防止強調週間（5月30日～6月5日）やあきたエコ&リサイクルフェスティバルに合わせたポイ捨て防止キャンペーンを実施しました。

#### (3) 環境美化促進地区

空き缶等の散乱防止に住民、ボランティア等が積極的に取り組む地区として、環境美化促進地区を指定しています。

表24 環境美化促進地区

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合 計
地区数 (市町村数)	3地区 (3町)	44地区 (4市26町5村)	1地区 (1市)	48地区 (4市29町5村)

## 2 全県的な環境美化活動の輪づくり

### (1) 連携クリーンアップ

児童・生徒の環境美化に対する意識がより高まるよう、小・中学校で実施するクリーンアップ活動に県職員が参加し、一体となって環境美化活動に取り組んでいます。

また、各種団体が実施するクリーンアップに参加し、活動の連携に努めるとともに、協働して環境美化活動を推進しています。

表25 平成15年度連携クリーンアップ

	内容	実施回数
小・中学校クリーンアップ	小学校10校、中学校1校	11回
各種団体クリーンアップ	風の松原クリーンアップ、スモーキン・クリーン・キャンペーン、夕日の松原クリーンアップ ほか	6回
合 計		17回

### (2) 通勤途中のクリーンアップデー

一人ひとりが身近な生活の場で自主的に美化活動を実践する機会として、積雪期を除く毎月第4水曜日を「通勤途中のクリーンアップデー」に設定しています。平成15年7月からは、「エコ交通の日」(主唱：美の国あきたエコ交通推進協議会)に合わせて、毎月第4金曜日に変更し、人と環境に優しい通勤の更なる広がりを目指しています。